第３期
網走市
子ども・子育て支援事業計画
【第２部】

令和７年度～令和 11 年度

令和７年３月

網走市

第２部　目　次

第６章　子ども・子育て支援サービスの需要量と確保方策 1
第１節　　需要量の算出方法 3
第２節　教育・保育給付の需要量と確保方策 6
第３節　地域子ども・子育て支援事業の需要量と確保方策..... 9
１　利用者支援事業 9
２　子育て支援センター（地域子育て支援拠点事業） 9
３　妊婦健康診査 9
４　こんにちは赤ちゃん事業（乳児家庭全戸訪問事業） 10
５　養育支援訪問事業等 10
６　子育て短期支援事業 10
７　子育てサポートセンター（子育て援助活動支援事業） 11
８　一時預かり事業 11
９　延長保育事業 12
10　病児保育事業 12
11　放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業） 13
12　実費徴収に係る補足給付を行う事業 13
13　多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業 13
14　子育て世帯訪問支援事業 14
15　児童育成支援拠点事業 14
16　親子関係形成支援事業 14
17　妊婦等包括相談支援事業 15
18　乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度） 15
19　産後ケア事業 16

第６章　子ども・子育て支援サービスの需要量と確保方策

第１節　需要量の算出方法

計画期間における子ども・子育て支援の需要量は、家族類型別の子どもの数に、アンケート結果から得た意向率を乗じて、算出します。

ただし、国の算出方法ではニーズを過剰に反映してしまい、実態から乖離した数値が出てくる場合があり、その場合には、実績を勘案した補正をかけて算出しています。

１　算出項目

（１）　教育・保育施設及び事業

	対　象　事　業	算出対象年齢
1	１号認定（認定こども園（短時間）及び幼稚園） ※専業主婦（夫）家庭、就労短時間家庭	３～５歳
2	２号認定（認定こども園（長時間・短時間）及び保育園・幼稚園）	３～５歳
3	３号認定（認定こども園（長時間）及び保育園＋地域型保育事業）	０～２歳

※２号認定に幼稚園が含まれているのは、両親の就労形態等から２号に分類されるものの、幼稚園利用を希望する人を区別するため。

（２）　地域子ども・子育て支援事業

	対　象　事　業	算出対象年齢
1	地域子育て支援拠点事業	０～２歳
2	妊婦健康診査	―
3	乳児家庭全戸訪問事業	―
4	養育支援訪問事業等	―
5	子育て短期支援事業	０～５歳
6	ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）	０～５歳 １～６年生
7	一時預かり事業	０～５歳
8	延長保育事業	０～５歳
9	病児保育事業	０～５歳
10	放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）	１～６年生
11	子育て世帯訪問支援事業	０～17 歳
12	妊婦等包括相談支援事業	―
13	乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）	０～２歳
14	産後ケア事業	―

※「妊婦健康診査」、「乳児家庭全戸訪問事業」、「養育支援訪問事業等」、「子育て世帯訪問支援事業」、「妊婦等包括相談支援事業」、「乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）」、「産後ケア事業」は、事業形態の性質上ニーズ調査とは別に量の見込みを算出しました。また「利用者支援事業」、「実費徴収に係る補足給付を行う事業」、「多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業」については、事業の性質上ニーズ調査とは別に検討しました。

※算出対象年齢とは、量の見込みを算出する際に対象とした年齢であり、実際の事業対象の年齢と一致していない事業もあります。

２　算出方法

子どもの人口の推計	コーホート変化率法によって、令和７～11 年度の０～11 歳の子どもの人口を推計する。
家庭類型の分類	ニーズ調査結果の父親・母親の就労形態及び就労希望の形態（フルタイム、パートタイム、無業）から家庭類型を区分し、それぞれの家庭類型の児童数の割合を算出する。 【家庭類型】 ※１年以内の就労希望がある者は、希望の就労形態により区分する。 タイプＡ　：ひとり親家庭 タイプＢ　：フルタイム×フルタイム タイプＣ　：フルタイム×パートタイム タイプＣ’：フルタイム×パートタイム（短時間） タイプＤ　：専業主婦（夫） タイプＥ　：パート×パート タイプＥ’：パート×パート（短時間） タイプＦ　：無業×無業 （年齢別に分類）
需要量を算出	家庭類型ごとに利用状況・利用意向（希望）から割合を求め、それを年度ごとの児童数の推計値に掛け合わせることにより、需要量を算出する。

3　需要量の算出イメージ

・家庭類型別児童数の算出

家庭類型	推計児童数（人）		潜在家庭類型割合		家庭類型別児童数
タイプA	※コーホート変化率法による年度ごと年齢ごとの推計児童数	×		＝	
タイプB		×		＝	
タイプC		×		＝	
タイプC’		×		＝	
タイプD		×		＝	
タイプE		×		＝	
タイプE’		×		＝	
タイプF		×		＝	

・需要量の算出

家庭類型	家庭類型別児童数		利用意向率		需要量
タイプA		×		＝	
タイプB		×		＝	
タイプC		×		＝	
タイプC’		×		＝	
タイプD		×		＝	
タイプE		×		＝	
タイプE’		×		＝	
タイプF		×		＝	

※年度ごと、年齢区分ごとに算出。年齢区分は事業による。

第２節　教育・保育給付の需要量と確保方策

市内に居住する子どもの教育・保育給付の需要量と確保方策は、以下の通りです。

■１号認定（認定こども園・幼稚園）【３歳以上】

令和７年度においては、1 号認定の需要量は 180 人となっています。定員を踏まえた確保方策で、需要量に対応できる体制にあります。現状を維持しつつ、実際のニーズに応じて提供体制を確保していきます。

単位（人）	令和６年度	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
	現状	１号	１号	１号	１号	１号
需要量①		180	172	163	159	154
		(50)	(48)	(46)	(44)	(43)
確保方策②	390	390	390	390	390	390
不足① － ②		▲210	▲218	▲227	▲231	▲236

■２号認定（認定こども園・保育園）【３歳以上】

令和７年度の２号認定の需要量は 337 人となっています。実績値を上回る見込みとなっていますが、定員を踏まえた確保方策で、需要量に対応できる体制にあります。現状を維持しつつ、実際のニーズに応じて提供体制を確保していきます。

単位（人）		令和６年度	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
		現状	２号	２号	２号	２号	２号
需要量①			337	322	306	297	289
確保方策②		560	560	560	560	560	560
	特定教育・保育施設	318	318	318	318	318	318
	認可外保育施設	242	242	242	242	242	242
不足① － ②			▲223	▲238	▲254	▲263	▲271

■３号認定【０歳】（認定こども園・保育園）

令和７年度の３号認定（０歳）の需要量は 45 人となっています。実績値を上回る見込みとなっていますが、定員を踏まえた確保方策で、需要量に対応できる体制にあります。現状を維持しつつ、実際のニーズに応じて提供体制を確保していきます。

単位（人）		令和６年度	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
		現状	３号	３号	３号	３号	３号
需要量①			45	44	43	41	40
確保方策②		51	51	51	51	51	51
	特定教育・保育施設	36	36	36	36	36	36
	認可外保育施設	15	15	15	15	15	15
不足① － ②			▲6	▲7	▲8	▲10	▲11

■３号認定【１歳】（認定こども園・保育園）

令和７年度の３号認定（１歳）の需要量は 67 人となっています。実績値を上回る見込みとなっていますが、定員を踏まえた確保方策で、需要量に対応できる体制にあります。現状を維持しつつ、実際のニーズに応じて提供体制を確保していきます。

単位（人）		令和６年度	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
		現状	３号	３号	３号	３号	３号
需要量①			67	69	67	65	63
確保方策②		80	80	80	80	80	80
	特定教育・保育施設	62	62	62	62	62	62
	認可外保育施設	18	18	18	18	18	18
不足① － ②			▲13	▲11	▲13	▲15	▲17

■３号認定【２歳】（認定こども園・保育園）

令和７年度の３号認定（２歳）の需要量は 84 人となっています。実績値を上回る見込みとなっていますが、定員を踏まえた確保方策で、需要量に対応できる体制にあります。現状を維持しつつ、実際のニーズに応じて提供体制を確保していきます。

単位（人）		令和６年度	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
		現状	３号	３号	３号	３号	３号
需要量①			84	77	79	77	75
確保方策②		84	84	84	84	84	84
	特定教育・保育施設	66	66	66	66	66	66
	認可外保育施設	18	18	18	18	18	18
不足① － ②			0	▲7	▲5	▲7	▲9

第３節　地域子ども・子育て支援事業の需要量と確保方策

市内に居住する子どもの地域子ども・子育て支援事業の需要量と確保方策は、以下の通りです。

１　利用者支援事業

子どもとその保護者が、保育園などの教育・保育施設の利用や、一時預かりなど地域子育て支援事業などの中から適切なものを選択し、円滑に利用できるように身近な場所で支援を行う事業です。

「子育て世帯包括支援センターユカリエ」にて実施していきます。

	令和６年度実績	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和10年度	令和11年度
需要量	１か所	１か所	１か所	１か所	１か所	１か所
確保方策		１か所	１か所	１か所	１か所	１か所

２　子育て支援センター（地域子育て支援拠点事業）

乳幼児のいる子育て中の親子の交流や育児相談、情報提供などを身近な場所で実施する事業です。

現在、子育て支援センター「ひまわり」と「どんぐり」で実施しており、引き続き、事業を実施していきます。

（人日／月）

	令和６年度実績	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和10年度	令和11年度
需要量	1,244	1,147	1,112	1,105	1,070	1,040
確保方策		２か所	２か所	２か所	２か所	２か所

３　妊婦一般健康診査

妊婦健康診査は、妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

妊婦一般健康診査、超音波検査の健診費用を助成します。

（人回／年）

	令和６年度実績	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和10年度	令和11年度
需要量	1,891	2,016	1,960	1,876	1,848	1,792
確保方策		2,016	1,960	1,876	1,848	1,792

※実績値は人数、需要量の推計は１人14回を掛けた値としています。

４　こんにちは赤ちゃん事業（乳児家庭全戸訪問事業）

こんにちは赤ちゃん事業（乳児家庭全戸訪問事業）は、生後４か月までの乳児がいる全家庭を保健師・助産師・看護師等が訪問し、不安や悩みを聞き、子育て支援に関する情報提供や助言を行う事業です。

引き続き、乳児のいる全家庭に対し、実施していきます。

（人／年）

	令和６年度実績	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和10年度	令和11年度
需要量	137	148	144	140	134	132
確保方策		148	144	140	134	132

５　養育支援訪問事業等

養育支援が特に必要な家庭を保健師・助産師・看護師・保育士等が訪問して、養育に関する指導や助言を行い、保護者の養育能力を向上させるための相談支援などを行う事業です。

本市では、新制度における当事業は実施していませんが、保健師等の訪問による相談支援を行っており、引き続き支援を実施していきます。

６　子育て短期支援事業

短期入所生活援助（ショートステイ）事業と夜間養護等（トワイライトステイ）事業があります。

ショートステイは、保護者が、疾病・疲労などの身体上・精神上・環境上の理由により子どもの養育が困難となった場合等に、児童養護施設などの保護を適切に行うことができる施設において養育・保護を行う事業です。

トワイライトステイは、平日の夜間又は休日に不在となり、児童の養育が困難となった場合等の緊急の場合に、児童養護施設など保護を適切に行うことができる施設において児童を預かる事業です。

アンケートからは、ニーズは見られませんでしたが、今後、ニーズが生じた場合に、実施体制の確保に努めます。

７　子育てサポートセンター（子育て援助活動支援事業）

子育てサポートセンター（ファミリー・サポート・センター）は、子どもの預かり等の援助を受けることを希望する人と、援助を行うことを希望する人との相互援助活動に関する連絡・調整を実施する事業です。

引き続き、実施体制の確保に努めます。

（人）

	令和６年度実績	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和10年度	令和11年度
需要量	198	194	185	180	171	165
確保方策		194	185	180	171	165

８　一時預かり事業

一時預かり事業は、幼稚園の在園児を対象にした事業と、それ以外の事業に分けて需要量を算出しています。後者については、在園児以外の保護者の不定期の利用が対象となります。本市では保育所、認定こども園、幼稚園で実施しています。

引き続き、ニーズに応じた受入れを行っていきます。

■幼稚園在園児型

（人日／年）

	令和６年度実績	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和10年度	令和11年度
需要量	16,373	15,913	15,221	14,439	14,048	13,657
確保方策		15,913	15,221	14,439	14,048	13,657

■非在園児型

（人日／年）

	令和６年度実績	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和10年度	令和11年度
需要量	1,170	1,192	1,148	1,113	1,080	1,050
確保方策		1,192	1,148	1,113	1,080	1,050

9　延長保育事業

延長保育事業は、11 時間以上の開所時間で保育を行う事業です。

現在、３か所の認定こども園で実施しており、引き続き実施していきます。

（人日／月）

	令和６年度実績	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
需要量	11	11	11	10	10	10
確保方策		11	11	10	10	10

10　病児保育事業

病児保育事業は、子どもが急な病気となった場合、病院・保育園等に付設された専用スペースなどで看護師等が一時的に保育する事業、及び保育中に体調不良となった児童を保育園の医務室等において看護師等が緊急的な対応を行う事業です。

本市では、令和元年度から病後児保育事業を実施しており、今後とも実施体制の確保に努めます。

（人日／年）

	令和６年度実績	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
需要量	1	1	1	1	1	1
確保方策		1	1	1	1	1

11　放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）

放課後児童クラブは、共働き家庭など留守家庭の小学校に就学している児童に対して、学校の余裕教室、公民館などで、放課後に適切な遊び、生活の場を与えて、その健全育成を図る事業です。本市では、児童館・児童センターで実施しております。

利用対象児童はすでに小学校６年生までに拡大されており、引き続き実施体制の確保に努めます。

（人）

		令和６年度実績	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和10年度	令和11年度
需要量	１年生	80	76	71	67	66	80
	２年生	70	64	61	57	54	70
	３年生	51	51	47	44	42	51
	４年生	26	22	22	21	20	26
	５年生	8	10	9	9	8	8
	６年生	4	3	4	3	3	4
	合計	239	226	214	201	193	239
確保方策		200	200	200	200	200	200

12　実費徴収に係る補足給付を行う事業

「実費徴収に係る補足給付を行う事業」とは、特定教育・保育等を受けた場合に係る日用品や文房具その他教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は特定教育・保育に係る行事への参加に要する費用の全部又は一部を、所得に応じて助成する事業です。

本市では、未実施ですが、今後必要に応じて検討します。

13　多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

「多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業」とは、新規参入事業者に対する相談・助言等巡回支援や、私学助成（幼稚園特別支援教育経費）や障害児保育事業の対象とならない特別な支援が必要な子どもを認定こども園で受け入れるための職員の加配を促進するための事業です。

本市では、未実施ですが、今後必要に応じて検討します。

14　子育て世帯訪問支援事業

訪問支援員が、家事・子育て等に対して不安・負担を抱えた子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐ事業です。

本市では、令和６年度から網走市社会福祉協議会に委託し、実施しており、今後も継続していきます。

（人日）

	令和６年度実績	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
需要量	72	912	869	846	804	775
確保方策		912	869	846	804	775

15　児童育成支援拠点事業

養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、当該児童の居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行うとともに、児童及び家庭の状況をアセスメントし、関係機関へのつなぎを行う等の個々の児童の状況に応じた支援を包括的に提供することにより、虐待を防止し、子どもの最善の利益の保障と健全な育成を図る事業です。

今後、ニーズに応じて実施体制の確保に努めます。

16　親子関係形成支援事業

児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設ける等その他の必要な支援を行うことにより、親子間における適切な関係性の構築を図ることを目的とする事業です。

今後、ニーズに応じて実施体制の確保に努めます。

17　妊婦等包括相談支援事業

妊婦等に対して面談その他の措置を講ずることにより、妊婦等の心身の状況、その置かれている環境等の把握を行うほか、母子保健や子育てに関する情報の提供、相談その他の援助を行う事業です。

令和７年度より健康推進課にて実施していきます。

		令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
需要量	妊娠届出数	154	148	142	136	132
	１組当たり面談回数	3 回	3 回	3 回	3 回	3 回
	面談実施合計回数	432 回	420 回	402 回	396 回	384 回
確保方策	合計回数	432 回	420 回	402 回	396 回	384 回

18　乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

全ての子どもの育ちを応援し、子どもの良質な育成環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化することを目的とし、月一定時間までの利用可能枠の中で、保護者等の就労要件を問わず、時間単位等で柔軟に保育施設等が利用できる制度です。

令和８年度より市内保育施設等により実施していきます。

（延べ人日：定員）

		令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
０歳児	需要量		4	4	3	3
	確保方策		4	4	3	3
１歳児	量の見込み		7	7	7	6
	確保方策		7	7	7	6
２歳児	量の見込み		7	6	6	6
	確保方策		7	6	6	6

19　産後ケア事業

産後１年未満の母子に対して、心身のケアや育児のサポート等を行い、産後も安心して子育てができる支援体制を確保する事業です。助産師等の専門スタッフが、宿泊もしくは日帰りで、母体の休養及び体力の回復、母体と乳児のケア、育児に関する指導等を行います。

（人日）

	令和６年度実績	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
需要量	351	262	255	244	240	233
確保方策		262	255	244	240	233

第３期網走市子ども・子育て支援事業計画

【第２部】

令和７年３月発行

発行者　網走市
編集　網走市健康福祉部子育て支援課
〒093-8555 北海道網走市南５条東１丁目 10 番地
電話：0152-67-5426